

「いじめ」とは…学校内外、インターネット上などで行われる、言葉や暴力、嫌がらせなどであり、相手の心や体、ものを傷つける行為のことです。いじめは誰に対しても絶対許されません。

**全職員で一人ひとりの児童生徒を見守り育てる**

**<全職員の心がけ・実践>**

- ・学校生活の中で児童生徒一人ひとりを丁寧に理解し、いじめを生まない支援・指導をする。
- ・いじめの早期発見と迅速な対応準備。

**<児童・生徒>**

- ・学級内、異学年との関わり合いで自己肯定感や他者尊重、思いやりの気持ちを育てる。
- ・児童生徒会活動：いじめ0（ゼロ）の実践。

家庭との相談、連携、共通理解を図る。

**いじめアンケートの実施**

本人の訴えや悩みごとの相談  
いじめと思われる状況の察知とその確認  
周囲からの情報

アンケート結果  
データ化し、  
全職員共通理解

**いじめの発見**

発見者は、担任・志部長へ一報 → 生徒指導主事・生徒指導主任  
→ 教頭 → 校長へ

**<いじめ対策委員会>**

委員：校長・教頭・生徒指導主事（主任）・教務主任・志部長・当該学級担任・養護教諭  
（※ケースに応じて柔軟に編成し、関係職員で協議する。）

**<初動対応の決定 → 初動対応後（事実確認等）>**

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○役割分担を行い事実の確認を行う。</li> <li>・本人 ・関係生徒</li> <li>*複数の教員で対応し、個別に話を聞く。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集（SC・養護教諭など）</li> <li>○保護者・関係機関等への連絡（必要に応じて）</li> </ul> |
|---|---|

**<指導・支援方針の決定>**

- ◎事実を迅速に確認した後、「いじめ対策委員会」で対応、指導、支援方針を決定
- ・いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒への具体的な指導、支援、手順を決定する。
- ・周囲の児童生徒たちへの具体的な対応、指導の仕方、手順を検討、決定する。
- ・事後指導、保護者への対応について検討、決定する。
- ・重大事態が発生した場合は、緊急で職員会議の実施、外部機関と連携を図り、すみやかに対応を決定する

**<いじめられた児童生徒への支援>**

- ・いじめ解消に向けて親身に対応する。
- ・カウンセリング等の支援も行う。

**<いじめた児童生徒への指導>**

- ・自分の行為を反省し、謝罪や更正方法について共に考える。

**<いじめられた児童生徒の保護者への対応>**

- ・訴え、相談に親身に対応する。
- ・いじめ解消に共に協力する体制をつくる。

**<いじめた児童生徒の保護者への対応>**

- ・いじめの原因を考え、今後の生活にプラスになるように共に考える。

**<周囲の児童生徒への指導>**

- ・心を耕す指導を行い、いじめを生まない集団づくりをする。

**<関係機関との連携>**

- ・SCなどからの支援、連携協力。
- ・教育委員会、警察、児童相談所との連携。

**<全教職員への周知>**

- ・いじめの発見から対応までの共通理解、共通実践の確認
- ・指導後の情報の共有
- ・指導に関する振り返り
- ・事後指導と経過観察確認

**<事後指導と経過観察>**

- ・いじめを受けた児童生徒との信頼関係の構築
- ・いじめた児童生徒への声かけ
- ・周囲の児童生徒の心の耕し（思いやりの心）
- ・学校生活のあらゆる場での人権教育の実践
- ・必要に応じたケース会議（いじめ対策委員会）

**いじめ0（ゼロ）の長井崎小中一貫学校**

児童生徒会本部・児童生徒全員  
\*児童生徒の自治的な活動